

第1条 海外で開催される国際会議におけるIEEE名古屋支部所属の学生員の研究発表を奨励することを目的として「国際会議研究発表賞」を設け、この規定により選奨を行う。

第2条 選奨の種類は、IEEE名古屋支部学生員 国際会議研究発表賞（以下、国際会議発表賞と呼ぶ）とする。

第3条 国際会議発表賞は、IEEEに関わる学問や技術の分野において、原則として研究成果を自ら学会等で発表する名古屋支部に属する学生員を対象とする。

第4条 国際会議発表賞を申請する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

- イ. 研究成果を自ら発表する者で、発表時点で学生であること。
  - ロ. IEEE名古屋支部所属の会員（正員・学生員）又は受賞時点までに会員申請を済ませている者であること。
  - ハ. 申請時点で、海外で開催されるIEEE主催の国際会議において発表が終了又は予定されていること。発表期間については、附則で定める。
- 二. 過去にIEEE名古屋支部若手奨励賞又は本国際会議発表賞を受けていない者であること。

第5条 申請者は申請期間中に申請書を次の書類とともに提出するものとする。発表前の申請については、申請書のみを申請期間に提出の上、他の書類は発表後速やかに提出するものとする。

- イ. 選考調査書、指導教員の所見（推薦書）
- ロ. 講演論文の写し
- ハ. 参加章の写し

第6条 審査委員会は該当年の役員・理事で構成し、受賞者の選定は審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第7条 国際会議発表賞の選奨は、各年の発表賞予算の枠内で選定し、大学間、分野間において受賞者数に偏りが生じないよう極力考慮する。

第8条 国際会議発表賞受賞者へ賞状と副賞を授与する。

第9条 表彰は、原則として役員会・理事会開催日に行う。

第10条 国際会議発表賞の対象者（申請者）が発表を行わなかった場合は、賞を辞退しなければならない。

第11条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

附則

本事業について以下の特例を設ける。

- (1) 国際会議発表賞の申請期間は、各年の1月1日から2月末日までとする。決定は同年の3月とする。
- (2) 賞の対象は、申請年の前年の4月1日から申請年の3月31日までに発表済又は発表予定の申請とする。
- (3) 第1条と第4条ハ項について、COVID-19の影響によりIEEE主催の国際会議がオンライン又はハイブリッド開催となった場合は、元々国内開催予定のIEEE主催国際会議も含めて、オンライン発表でも本賞に申請可能とする。
- (4) この基準は、申請年が2023年の募集より実施する。